

## 12. (Gno.31) 電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究（電子商取引・決済法研究会）

代表：杉浦 宣彦

1997/06/27（承認）1997 年度（開始）

### 【研究の目的】

電子商取引と電子決済の実用化に伴い生成・発展する新しい法分野を「電子商取引・決済法」と称して認識し、同分野における諸問題の分析と検討につき、国際的交流と協調を図りつつ、比較法的研究を中心とした学際的・総合的研究を行う。

### 【研究活動及び成果】

#### 総括

本年度は、改正資金決済業法の施行を受けて新たに登場した様々な決済手段に関連して様々な問題が発生したことから、特に、国内の状況を中心に、研究 G メンバー各位の調査研究を進めた。本年度も、総括的な報告と討議・意見交換を行うための研究会を現地開催することを幾度か、試みたが、感染症予防対策上、不可能であったことや、代表者の急な変更、ならびに、特に、本グループに所属する本学専任教員の大半がキャンパス移転の準備が入ってしまい、研究会を実施することが叶わなかった。

#### 刊行物

『現代企業法のエッセンス』文眞堂（2022/5）が刊行され、その 19 章～21 章に本研究に関連しての本研究 G メンバーの研究成果の一部が掲載された。同書は、当研究 G 前代表の福原所員を編著者として、当研究 G メンバーの多くが分担執筆している。